

Title	編集後記
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学文学部藝文学会
Publication year	1953
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.2, (1953. 2)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00020001-0176

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝文學會規約

第一章 總則

第一條

本學會は「慶應義塾大學藝文學會」と稱する。

第二條

本學會の事務所は東京都港区芝三田二ノ二慶應義塾大學文學部文學科研究室に置く。

第三條

本學會は第二條に定められた目的を達成するために左の事業を行う。

第一、

會員の學術研究を助成する事業。

第二、

機關誌「藝文研究」の發行。

第三、

その他本學會の目的を達成するに必要な事業。

第五條

本學會は慶應義塾大學藝文關係の教授、助教、講師、助手、及び入會者を以て會員とする。並びに會員二名以上の推薦により委員會の承認を得た會員はその研究を機關誌「藝文研究」及び本會學術發表會で發表することが出来る。

第六條

會費は別に定めるところに従う。

第七條

本學會に左の役員を置く。

第一、委員

若干名

第二、委員

委員長は會員の選舉によつて慶應義塾大學藝文關係の在職者中から選ばれる。

第九條

委員長は委員の中から會計、編集その他の専門委員を指名することがある。委員は委員長の補佐して會務を執る。但し重任を妨げない。

第十二條

各役員は一年の任期とする。但し重任を妨げない。

第十三條

本學會は總會と委員會とを開く。

第十四條

總會は多數決によりこれを召集し、會員過半数の出席によつて成立する。議事の決定は多數決による。

第十五條

總會は毎年一回開催し、役員改選、會務報告等を行う。

第十六條

委員會は隨時これを開く。

第十七條

本學會の會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十八條

本學會の經常費は財團法人慶應義塾その他よりの補助金並びに會費寄附金及びその他の収入を以てこれに當てる。

編集後記

◎創刊號は美術學特集として發行されたが、本號は特定の主題に限らぬ研究發表の集積である。今後「藝文研究」は此の形をとることが多いと思ふ。

◎本號は昨年中に發行の豫定であつたが、年末の電力事情悪化其他の理由で意外に遅れてしまつた。御諒承を乞ふ。

◎「藝文研究」第一號を御希望の方は本會事務所に御照會下さい。

昭和廿八年二月十五日 印刷
昭和廿八年二月二十日 發行

定價貳百圓

編集者兼 發行所 東京都新宿區神樂坂一ノ二 西協順三郎

印刷所 研究社印刷株式會社

發行所 慶應義塾藝文學會